



熊本県公報

号外 第 9 号

平成 27 年 3 月 20 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則… (人事課) 1
- 熊本県住民基本台帳法施行条例による本人確認情報の利用及び提供に係る事務等を定める規則の一部を改正する規則… (市町村行政課) 1
- 熊本県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則… (医療政策課) 2
- 熊本県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等に基づく標識の寸法を定める条例施行規則の一部を改正する規則… (自然保護課) 2
- 熊本県中小企業従業員住宅貸付条例施行規則を廃止する規則… (労働雇用課) 2

規 則

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 27 年 3 月 20 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 2 号

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則
熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成 12 年熊本県規則第 23 号)の一部を次のように改正する。
第 2 条の表第 1 号右欄中「並びに」の次に「同規則」を加え、同表第 4 号左欄中「別表第 5 2 号(3)」を「別表第 5 3 号(3)」に改め、同表第 5 号左欄中「別表第 5 9 号(2)」を「別表第 6 0 号(2)」に改め、同表第 6 号を削り、同表第 7 号を同表第 6 号とする。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県住民基本台帳法施行条例による本人確認情報の利用及び提供に係る事務等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 27 年 3 月 20 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 3 号

熊本県住民基本台帳法施行条例による本人確認情報の利用及び提供に係る事務等を定める規則の一部を改正する規則
熊本県住民基本台帳法施行条例による本人確認情報の利用及び提供に係る事務等を定める規則(平成 21 年熊本県規則第 14 号)の一部を次のように改正する。
第 3 条第 2 項中「別表第 1 の 2 の項」を「別表第 1 の 4 の項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 1 項の次に次の 2 項を加える。
2 条例別表第 1 の 2 の項の規則で定める事務は、市町村の条例による水道法(昭和 32 年法律第 177 号)第 14 条第 1 項の料金を納めなければならない者又はこの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
3 条例別表第 1 の 3 の項の規則で定める事務は、市町村の条例による下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 20 条第 1 項の使用料を納めなければならない者又はこの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
第 4 条第 1 項中「第 50 条第 6 号の 3」を「第 50 条第 6 号の 2」に改め、同条第 5 項中「母子福祉資金貸付金」の次に「、同法第 31 条の 6 第 6 項に規定する父子福祉資金貸付金」を加え、「若しくは第 9 条第 1 項」を「、第 9 条第 1 項(同令第 31 条の 7 又は第 38 条において準用する場合を含む。)、第 31 条の 6 第 4 項若しくは第 37 条第 4 項」に、「同条第 3 項」を「同令第 9 条第 3 項(同令第 31 条の 7 又は第 38 条において準用する場合を含む。)」に改める。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年3月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第4号

熊本県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県看護師等修学資金貸与条例施行規則（昭和37年熊本県規則第55号）の一部を次のように改正する。
第2条を次のように改める。
（修学資金の種類及び貸与の額）
第2条 修学資金の種類は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、修学資金の貸与の額は、同表の左欄に掲げる修学資金の種類ごとに同表の中欄に掲げる養成施設の設置者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

修学資金の種類	養成施設の設置者	貸与の額（月額）
1 保健師修学資金（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下この表において「法」という。）第19条第1号に規定する学校又は同条第2号に規定する保健師養成所に在学する者に貸与する修学資金をいう。）	国、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人又は地方公共団体（以下この表において「国等」という。）	32,000円
	国等以外の者	36,000円
2 助産師修学資金（法第20条第1号に規定する学校又は同条第2号に規定する助産師養成所に在学する者に貸与する修学資金をいう。）	国等	32,000円
	国等以外の者	36,000円
3 看護師修学資金（法第21条第1号に規定する大学若しくは同条第2号に規定する学校又は同条第3号に規定する看護師養成所に在学する者に貸与する修学資金をいう。）	国等	32,000円
	国等以外の者	36,000円
4 准看護師修学資金（法第22条第1号に規定する学校又は同条第2号に規定する准看護師養成所に在学する者に貸与する修学資金をいう。）	国等	15,000円
	国等以外の者	21,000円

附 則
この規則は、平成27年4月1日から施行する。

熊本県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等に基づく標識の寸法を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年3月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第5号

熊本県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等に基づく標識の寸法を定める条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等に基づく標識の寸法を定める条例施行規則（平成25年熊本県規則第14号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
熊本県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等に基づく標識の寸法を定める条例施行規則
本則中「熊本県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等に基づく標識の寸法を定める条例」を「熊本県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等に基づく標識の寸法を定める条例」に改める。

附 則
この規則は、平成27年5月29日から施行する。

熊本県中小企業従業員住宅貸付条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。
平成27年3月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第6号

熊本県中小企業従業員住宅貸付条例施行規則を廃止する規則
熊本県中小企業従業員住宅貸付条例施行規則（昭和43年熊本県規則32号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。